

財政健全化法の概要について

□ 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標）を算定し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表しなければなりません。

□ 財政の早期健全化

財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

□ 財政の再生

財政再生計画

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

□ 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表しなければなりません。

経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。